

## 令和3年度新規就農アドバンス研修業務委託

### 企画提案（プロポーザル）募集要項

#### 1 募集目的

千葉市（以下「市」という。）では、農業従事者の高齢化と農業経営者数の急激な減少が喫緊の課題となっており、このまま減少が進むと、10年後の市内農業経営者数は約半減することが見込まれる。今後も市内農業を持続、さらには成長させていくためには、40代以下の青年農業者を増やすことが必要である。また、就農研修の充実や経営力を持った者の他業種からの農業経営への参入促進など、青年農業者の確保に向けた事業を推進する必要もある。

本事業は、既に就農意欲を持ち、他の機関で学び始めている者に対して、市での就農へ誘導し、農政センターを拠点とした農業版MBAとして、短期間で「即戦力の農業者」の育成するもので、これまで学んだ農業経営や生産技術を実証し本格的な就農に向けて、営農を経験する機会を創出するため、豊富な研修実績を有する事業者の企画提案を公募型プロポーザル方式により募集するものである。

なお、選定にあたっては市で設置する審査会により企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、認定事業者として決定する。

#### 2 委託名

令和3年度新規就農アドバンス研修業務委託

#### 3 参加資格

以下の（1）及び（2）を満たす法人に限り応募することができる。

##### （1）対象事業者の実績要件

過去3年間に研修事業の実績を有する者。

##### （2）企業要件

ア 株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社であること。

イ 各行政機関等から指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

エ 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納している者。

キ 市町村民税又は特別区民税を完納している者。

ク 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者ではない者。

#### 4 委託内容

別添「令和3年度新規就農アドバンス研修業務委託仕様書」のとおり

#### 5 委託期間

契約を締結した日の翌日から令和4年12月31日（土）まで

## 6 委託金額

- (1) 委託金額は11,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。  
見積金額には、研修運営費、研修実地費及びその他経費の合計金額を積算すること。  
ただし、限度額を超えた見積金額の提案は、無効とする。  
なお、本公募は令和3年度補正予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容の変更及び予算額の減額の可能性がある。
- (2) 委託費は、中間検査完了後に2分の1、業務完了検査後に残額を支払うものとする。

## 7 履行場所

千葉県農政センター（千葉市若葉区野呂町714-3）

## 8 プロポーザル募集要項等の公表

令和3年度新規就農アドバンス研修業務委託企画提案（プロポーザル）募集要項、新規就農アドバンス研修業務委託企画提案審査要領等は、市ホームページに掲載する。様式もホームページに掲載するので、ダウンロードし使用すること。

## 9 参加手続き

### (1) スケジュール

	内容	日程
1	公募開始（プレエントリー受付）	令和3年6月14日（月）
2	プレエントリー受付締切	令和3年6月18日（金）
3	質問受付締切	令和3年6月23日（水）
4	質問への回答	令和3年6月25日（金）
5	企画提案書の受付締切	令和3年7月9日（金）
6	審査会（プレゼンテーション審査）	令和3年7月16日（金） 予定
7	優先交渉権者の公表	令和3年7月26日（月） 予定

### (2) 企画提案参加申込書の提出について

#### ア 提出書類

- (ア) 企画提案（プロポーザル）プレエントリー申込書（様式1）
- (イ) 商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本（発行後3ヶ月以内に発行されたもの）
- (ウ) 印鑑証明書（提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- (エ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（発行後3ヶ月以内に発行されたもの）
- (オ) 市町村民税又は特別区民税の滞納無証明又は納税証明書

#### イ 提出方法

上記アの提出書類の内容を記載した所定又は任意の様式を提出先まで郵送又は持参にて提出すること。

持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時迄とする。

#### ウ 提出期限

令和3年6月18日（金）午後5時まで

なお、郵送の場合は提出期限日までに必着のこと。

#### エ 提出先

〒265-0053 千葉市若葉区野呂町714-3

千葉県経済農政局農政部農政センター農業経営支援課

(3) 質問の受付

ア 質問内容

本募集要項及び仕様書に関する質問については、企画提案書等質問書（様式2）により作成し、メールにて提出する。メール送信後には、必ず電話により受信確認をすること。

イ 受付期限

令和3年6月23日（水）午後5時まで

ウ 送信先

千葉市経済農政局農政部農政センター農業経営支援課

E-mail:keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp

エ 回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、参加申込者全員に通知する。

(4) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (ア) 企画提案書表紙           | (様式3)  |
| (イ) 事業者概要書            | (様式4)  |
| (ウ) 研修実績報告書           | (様式5)  |
| (エ) 企画提案書             | (任意様式) |
| (オ) スケジュール表           | (任意様式) |
| (カ) 参考見積書（代表者印を押印のこと） | (任意様式) |
| (キ) 参考見積額の積算内訳書       | (任意様式) |
| (ク) 誓約書               | (様式6)  |

イ 提出方法

上記アの提出書類を郵送又は持参にて提出すること。提出部数は正本1部、副本8部を作成すること。

持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時迄とする。

ウ 提出期限

令和3年7月9日（金）午後5時まで

受付時間は提出期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時迄とする。

なお、郵送の場合は提出期限日までに必着のこと。

エ 提出先

〒265-0053 千葉市若葉区野呂町714-3

千葉市経済農政局農政部農政センター農業経営支援課

(5) プレゼンテーション

ア 日時

令和3年7月16日（金）※開催時間については後日通知する。

イ 場所

後日通知する。

ウ 内容

提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、提出書類以外を用いた説明は禁止する。

(6) 優先交渉権者の公表

ア 公表日

令和3年7月26日（月）

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送及び市ホームページで公表する。

## 9 事業者選定について

### (1) 選定方法

事業予定者の選定は、企画提案の内容について新規就農アドバンス研修業務委託審査会（以下「審査会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、選定する。

提案者がプレゼンテーションに出席できる人数は3名までとし、提出した提出書類一式のみを使用すること。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

### (2) 審査基準

	評価項目	評価の着眼点	配点
1	企画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本研修の趣旨・目的を理解し、仕様書の内容を研修企画に反映した有益な研修内容となっているか</li> <li>・専門講師ならではの効果的な手法を盛り込んだ内容となっているか</li> <li>・研修生のモチベーションを高く保つ工夫はあるか</li> <li>・研修の実施に当たり、信頼できる実施体制が確保されているか</li> </ul>	50/100
2	講師の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師はこの研修内容に関連した高い専門性を持っているか</li> <li>・講師は研修生を引き付ける話力・指導力を持っているか</li> <li>・講師は豊富な研修実績を有しているか</li> </ul>	20/100
3	経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な効果が期待できる適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか。支出の内訳が明確であり、またその積算根拠が合理的な内容であるか</li> </ul>	5/100
4	業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託を実施できる十分な受託体制があるか</li> <li>・事業遂行に係る専門的機能や技能を有しているか</li> </ul>	5/100
5	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか</li> </ul>	10/100
6	全体事業コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーション及びヒアリング</li> </ul>	10/100

### (3) 優先交渉権者・次点者の決定方法

ア 最高得点の提案者に優先交渉権を与え、その次に得点が多い提案者を次点者とする。

ただし、得点が全体の6割に達しない場合は優先交渉権者及び次点者に選定しない（提案者が1団体の場合も含む）。

イ 最高得点の提案者が複数あった場合は、「評価項目6 全体事業コンセプト」の評価得点の多い提案者を優先交渉権者とする。

ウ イの得点も同点の場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。

エ 次点者となる提案者が複数あった場合は、上記イ、ウを準用し決定する。

### (4) 提出書類記載要領

次に掲げる内容について留意の上、作成すること。

ア 事業者概要書（様式4）

国内に事業所が複数ある場合は、本事業に関する本社及び主要な事業所を記載すること。

イ 研修実績報告書（様式5）

研修実績報告書について、過去3年間に実施した事例を年度ごとに記載すること。

ウ 企画提案書（任意様式）

研修事業における具体的な取組方法について、提案を求めるものである。研修計画、研修の実現可能性等を記載すること。それぞれ必要に応じて参考となる資料を添付すること。

エ 参考見積書（任意様式）

参考見積書は仕様書に示す業務内容ごとの内訳が分かるように算出すること。

本委託の参考見積について、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合にはその妥当性を確認することがある。

#### オ 書式等

書類等に作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

### 10 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出に要する費用等は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、返却しない。
- (3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 企画提案書の作成にあたり、農政センターの現地視察を希望する場合は、事前に下記まで連絡すること。

#### 【連絡先】

千葉市経済農政局農政部農政センター農業経営支援課

電話：043-228-6273

E-mail: keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp

### 11 契約について

- (1) 契約の締結
  - ア 選考により最高得点の決金定した提案者を優先交渉権者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に委託契約を締結する。
  - イ 前項の交渉が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (2) 留意事項
  - ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
  - イ 提案された企画提案内容をそのまま委託するものではない。
  - ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
  - エ 業務の一部を他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。
- (3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報は、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。